

第130期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

連結注記表……………	1 頁
個別注記表……………	20頁

第130期（2025年4月1日～2026年3月31日）

SWCC株式会社

(注) 法令および当社定款第18条に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 20社
- (2) 主要な連結子会社の名称…… 富士電線株式会社、株式会社SDS、株式会社アクシオ、SFCC株式会社、株式会社TOTO KU
- (3) 主要な非連結子会社の名称… かもめエンジニアリング株式会社
- (4) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由
非連結子会社の合計の総資産、売上高、持分に見合う純損益および持分に見合う利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数
2社
- (2) 持分法を適用した主要な非連結子会社または関連会社の名称
特変電工昭和（山東）電纜附件有限公司
- (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社または関連会社の名称
エヌエスティ・グローバリスト株式会社
- (4) 非連結子会社または関連会社を持分法の適用から除いた理由
非連結子会社および関連会社で持分法を適用しない会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用をしておりません。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- (1) 連結の範囲の変更に関する事項
当連結会計年度より、香港昭和有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法適用の範囲の変更に関する事項
当連結会計年度より、富通昭和線纜（天津）有限公司および華和工程有限公司の全持分を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

投資有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等 ……
 以外のもの

時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

 市場価格のない株式等 ……

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産 ……………

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しておりますが、一部の連結子会社は移動平均法による原価法または個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

 （リース資産を除く） ……

定額法を採用しております。

無形固定資産

 （リース資産を除く） ……

定額法を採用しております。

リース資産 ……………

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………

役員賞与引当金は、取締役に対する業績連動型報酬の支払に備えるため、取締役に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、一部の連結子会社においては、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

①主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点

当社グループは、エネルギー・インフラ事業、通信・コンポーネツ事業等において、製品の製造・販売ならびにサービス（エンジニアリング・ネットワークソリューション等）の提供を行っております。

当社グループの各事業においては、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社グループにおいて、一定期間にわたり充足される履行義務に関する収益として、エネルギー・インフラ事業における電力ケーブルの敷設工事やその他事業におけるネットワーク環境基盤構築等に係る履行義務があります。これらの収益は履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識しております。進捗度は、

見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い履行義務については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項
買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について負債を認識しております（当該負債は金額的重要性が乏しいため、連結貸借対照表において「その他流動負債」に含めております。）。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

なお、販売子会社の一部の取引について、顧客との約束が財またはサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

(7) グループ通算制度の適用……………当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日。以下「改正金融商品実務指針」という。）を当連結会計年度から早期適用しております。これにより、改正金融商品実務指針の第132-2項を適用し、同項に規定する要件を満たす組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式（当社の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資の会計処理の基礎としております。

また、改正金融商品実務指針の適用については、第205-2項に定める経過的な取扱いに従っており、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「固定資産売却益」および、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「資金調達費用」および「固定資産売却損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

株式会社TOTOKUに係る企業結合に関する取得価額の配分及び期末における減損の兆候の判定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額
無形固定資産「顧客関連資産」	15,199
無形固定資産「技術資産」	5,013
無形固定資産「のれん」	7,161

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

前連結会計年度において株式会社TOTOKUの取得については暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

暫定的な会計処理の確定における取得原価の配分に当たっては、顧客関連資産と技術資産を識別し時価評価しております。顧客関連資産の時価については超過収益法に基づくインカム・アプローチにより測定し、技術資産の時価についてはロイヤルティ免除法に基づくインカム・アプローチにより測定しており、いずれも外部の専門家を利用しております。のれんについては、無形固定資産等を含む企業結合日における識別可能な資産及び負債に対して取得価額を適切に配分した上で、取得原価と純資産の差額から算出しております。のれんの償却期間は、取得時に用いた事業計画に基づく投資資本の回収期間を算定して決定しております。

連結子会社の取得に伴い発生したのれんの帳簿価額については、連結子会社の事業に関連する資産グループにのれんを加えたより大きな単位でグルーピングを行っており、減損の兆候の有無を判定しています。のれんを含む資産グループに

減損の兆候が認められる場合には将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額の見積りにより、減損損失の認識の要否を判断しております。

株式会社TOTOKUののれんを含む資産グループの減損の兆候の判定にあたっては、営業損益の実績、取得時に用いた事業計画の達成状況を確認し、当該事業計画の実現可能性の観点から経営環境の悪化の有無等を考慮しておりますが、当連結会計年度において、減損の兆候は生じていないと判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

無形固定資産の測定における主要な仮定は、株式会社TOTOKUの取得時に用いた事業計画に含まれる将来の売上成長及び永久成長率、既存顧客の減少率及び割引率、技術に関わるロイヤリティ料率を主要な仮定としております。

また、減損の兆候の有無の判定に当たっては、営業損益の実績、取得時に用いた事業計画の達成状況、最新の事業計画を基に判断しておりますが、取得時に用いた事業計画には将来の売上成長及び永久成長率に関する仮定が含まれており、当該仮定に重要な変化が生じていないかどうかを含め、経営環境の著しい悪化を含む減損の兆候に該当する事項が発生していないかを総合的に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者の判断に基づき現時点で入手可能な情報を踏まえた合理的な見積りによって設定されたものですが、事業環境の変動、顧客動向の不確実性等により、将来の実績が当初の見積りと乖離する可能性があります。その結果として、翌連結会計年度の連結計算書類において、株式会社TOTOKUの事業に関連する資産グループ及びのれんの帳簿価額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、福利厚生の一環として、「SWCCグループ従業員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P（Employee Stock Ownership Plan）および2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度となります。

当社が当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済します。その際、持株会に加入する従業員がその負担を負うことはありません。

(2) 信託に残存する当社株式

従業員持株会支援信託E S O Pに残存する当社株式を、従業員持株会支援信託E S O Pにおける帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。なお、当該自己株式の帳簿価額および株式数は316百万円、103千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

83百万円

VI. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 85,302百万円 |
| 2. 受取手形割引高 | 68百万円 |
| 電子記録債権割引高 | 2,405百万円 |
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った日

2002年3月31日

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回った差額は、5,738百万円となります。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 30,826千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議（2025年6月25日定時株主総会）

株式の種類 普通株式

① 配当金の総額 2,553百万円

② 1株当たり配当金 86円

③ 基準日 2025年3月31日

④ 効力発生日 2025年6月26日

(注) 2025年6月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

決議（2025年11月12日取締役会）

株式の種類 普通株式

① 配当金の総額 2,674百万円

② 1株当たり配当金 90円

③ 基準日 2025年9月30日

④ 効力発生日 2025年12月5日

(注) 2025年11月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 3,952百万円

② 1株当たり配当金 133円

③ 基準日 2026年3月31日

④ 効力発生日 2026年6月26日

(注) 2026年6月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクや外貨建ての営業債権等の為替レートの変動リスクならびに原材料の価格変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権およびグループ企業への貸付金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての債務とネットしたポジションの範囲内において先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部及び借入金に外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に外貨建て債権残高の範囲内にあります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で6年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。また、長期借入金には、「従業員持株会支援信託E S O P」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれており、当該契約においては金利の変動リスクを内包しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、原材料に係る価格変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした商品先物取引であります。ヘッジ方針は、リスク・カテゴリー別に必要なヘッジ手段を選択しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関および商社とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権と債務をネットしたポジションの範囲内において先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務等に対する為替予約を行っております。また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、主として親会社がグループの資金調達を行っており、グループ各社の資金需要に基づき、財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上保つことなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時 価（※1）	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（※3）	2,534	2,534	—
(2) 長期借入金（※4）	(21,992)	(21,206)	△786
(3) デリバティブ取引（※5）			
① ヘッジ会計が適用されて いないもの	(21)	(21)	—
② ヘッジ会計が適用されて いるもの	0	0	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、短期借入金（ただし、一年内返済予定の長期借入金を除く）等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（※3）市場価格のない株式等および投資事業組合への出資は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません（（注2）および（注3）参照）。

（※4）短期借入金に含まれる一年内返済予定の長期借入金は、「(2) 長期借入金」に含めて表示しております。

（※5）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

（単位 百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,066	2,534	1,467
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合 計		1,066	2,534	1,467

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益は、次のとおりです。

(a) 通貨関連

(単位 百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,366	—	△31	△31
	日本円	119	—	3	3
	買建				
	米ドル	686	—	6	6
合 計		2,172	—	△21	△21

(b) 金利関連

該当事項はありません。

(c) 商品関連

該当事項はありません。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(a) 通貨関連

(単位 百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価
				うち 1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 人民元	外貨建 予定取引	35	—	0
合 計			35	—	0

(b) 金利関連

(単位 百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価
				うち 1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	1,352	842	(*)
合 計			1,352	842	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式・出資金	2,386

(注3) 投資事業組合

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合(*)	377

(*) 投資事業組合への出資については、2021年改正時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日)の第132-2項の定めを適用しており、同項の要件を満たす投資事業組合について、同項の定めを適用する方針としております。同項の定めを適用している組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額は、377百万円であります。

(注４) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,764	—	—	—
受取手形	650	—	—	—
電子記録債権	7,017	—	—	—
売掛金	47,310	—	—	—
合 計	65,742	—	—	—

(注５) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	5,507	13,895	2,506	—
合 計	5,507	13,895	2,506	—

(*) 長期借入金には、従業員持株会支援信託ＥＳＯＰの信託設定による借入金残高は（当期末残高83百万円）分割返済日ごとの返済金額の定めがないため含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,534	—	—	2,534
(3) デリバティブ取引 通貨関連	—	11	—	11
商品関連	—	—	—	—
資産合計	2,534	11	—	2,545
(2) 長期借入金	—	—	—	—
(3) デリバティブ取引 通貨関連	—	31	—	31
商品関連	—	—	—	—
負債合計	—	31	—	31

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
(3) デリバティブ取引 通貨関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
資産合計	—	—	—	—
(2) 長期借入金	—	21,206	—	21,206
(3) デリバティブ取引 通貨関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
負債合計	—	21,206	—	21,206

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は期末日（期末日が休日の場合は当該休日前の営業日）の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額（変動金利による長期借入金については金利スワップと一体として処理された元利金の合計額）を、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、従業員持株会支援信託E S O Pの導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額に近似しているものであることから、当該帳簿価額によっております。

(3) デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。また、銅LME先物取引の時価は、取引先ブローカーから提示された価格に基づき算定しております。いずれの価格も、取引先金融機関及び取引先ブローカーにより対象の金融商品の取引相場（為替先物、銅LME先物）を基礎として算定されたものであり、レベル2の時価に分類しております。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	3,322円34銭
2. 1株当たり当期純利益	636円48銭

(注) 従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

XI. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

収益認識の時期別及びセグメントに分解した金額は、以下の通りであります。

(単位 百万円)

区 分	エネルギー・インフラ事業	通信・コンポーネンツ事業	その他	合 計
一時点で移転される財	125,142	138,367	5,899	269,409
一定の期間にわたり移転される財	6,801	－	1,524	8,326
顧客との契約から生じる収益	131,944	138,367	7,424	277,736
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	131,944	138,367	7,424	277,736

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4.会計方針に関する事項 (5)収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 百万円)

区 分	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	51,740	54,978
契約資産	2,495	2,897
契約負債	555	394

契約資産は、エネルギー・インフラ事業等における工事契約について、期末日時点で充足しているが未請求となる履行義務に係る対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、ネットワークソリューション(その他)における保守契約およびエネルギー・インフラ事業等における工事契約等について、期末日時点で充足していない履行義務に係る顧客より支払われた前受金となります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高の重要な変動はありません。

過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額は△6百万円であり、仮単価の確定等、取引価格の変更によるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2026年3月31日における残存履行義務に配分した取引価格の総額は2,402百万円であります。当該残存履行義務については、エネルギー・インフラ事業等の工事契約に係るものであり、今後1年から2年以内で収益を認識することを見込んでおります。

XII. 企業結合に関する注記

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2025年3月27日に行われた株式会社T O T O K Uとの企業結合については、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、暫定的に算定されたのれんの金額16,852百万円は、会計処理の確定により9,268百万円減少し、7,583百万円となっております。また、それに伴い建物及び構築物は1,134百万円、機械装置及び運搬具は604百万円、工具、器具及び備品は164百万円、顧客関連資産は15,890百万円、技術資産は5,277百万円、繰延税金負債は6,750百万円、非支配株主持分は6,511百万円それぞれ増加し、土地は152百万円、繰延税金資産は385百万円それぞれ減少しております。

なお、のれんの償却期間は18年、のれん以外の無形固定資産に計上された顧客関連資産の償却期間は23年、技術資産の償却期間は20年であります。

XII. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法に基づく原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）……………

定額法を採用しております。

無形固定資産

（リース資産を除く）……………

定額法を採用しております。

リース資産……………

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………

役員賞与引当金は、取締役に対する業績連動型報酬の支払に備えるため、取締役に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金……………

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上することとしておりますが、当事業年度末における退職給付債務から未認識数理計算上の差異および過去勤務費用を控除した額を年金資産が上回った結果、前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

4. 収益および費用の計上基準

①主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点

当社は、エネルギー・インフラ事業、通信・コンポーネンツ事業等において、製品の製造・販売ならびにサービス（エンジニアリング等）の提供を行っております。

当社の各事業においては、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点にお

いて収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社において、一定期間にわたり充足される履行義務に関する収益として、エネルギー・インフラ事業における電力ケーブルの敷設工事に係る履行義務があります。これらの収益は履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識しております。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い履行義務については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、当社の個別計算書類においては支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①グループ通算制度の適用…………… 当社は、グループ通算制度を適用しております。

②退職給付に係る会計処理…………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

6. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、福利厚生の一環として、「SWCCグループ従業員持株会」に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。詳細は「連結注記表Ⅴ.追加情報」をご参照ください。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日。以下「改正金融商品実務指針」という。）を当事業年度から早期適用しております。これにより、改正金融商品実務指針の第132-2項を適用し、同項に規定する要件を満たす組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式（当社の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資の会計処理の基礎としております。

また、改正金融商品実務指針の適用については、第205-2項に定める経過的な取扱いに従っており、計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

株式会社TOTO KU株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、株式会社TOTO KUとの企業結合に伴い計上した関係会社株式の金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額
投資その他の資産「関係会社株式」	14,699

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式については、1株当たりの純資産額もしくは1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価額としております。その評価において、実質価額が著しく低下している場合には、業績の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額を実質価額まで減額をし、評価差額は損失として処理を行うこととしております。当事業年度において、事業計画の達成状況を確認し、取得時の事業計画の実現可能性の観点から超過収益力の毀損の有無の判定を行った結果、関係会社株式の実質価額が著しく低下していないため、評価損を認識しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定及びその回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断に当たっては、営業損益の実績、取得時に用いた事業計画の達成状況、最新の事業計画を基に判断しておりますが、取得時に用いた事業計画には将来の売上成長及び永久成長率に関する仮定が含まれており、当該仮定に重要な変化が生じていないかどうかを含め、超過収益力の毀損の有無を総合的に判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者の判断に基づき現時点で入手可能な情報を踏まえた合理的な見積りによって設定されたものですが、事業環境の変動、顧客動向の不確実性等により、将来の実績が当初の見積りと乖離する可能性があります。その結果として、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 65,530百万円

2. 保証債務

(単位 百万円)

被 保 証 者	保証金額	被保証債務の内容
(株)TOTOKU 他2社	16,627	借入債務
(株)SDS	137	手形請求債務および輸入信用 状に関する履行債務
計	16,764	

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 19,775百万円 短期金銭債務 7,634百万円

長期金銭債権 291百万円 長期金銭債務 3百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った日 2002年3月31日

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回った差額は、5,738百万円となります。

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	51,368百万円
	仕入高	12,849百万円
	販売費及び一般管理費	6,528百万円
営業取引以外の取引高		5,822百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数 1,210,678株

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会支援信託 E S O P が所有する当社株式103,500株を含めて記載しております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産の発生は、関係会社株式評価損等ですが、将来回収可能な額を繰延税金資産として計上しております。繰延税金負債の発生は、前払年金費用等であります。

なお、貸借対照表上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 百万円)

名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関係	取引の内容	取引金額	債権債務期末残高	
					項目	金額
富士電線(株)	所有 100% (0%)	子会社	製品の販売 (注1)	5,281	売掛金	533
(株)SDS	所有 100% (0%)	子会社	製品の販売 (注1)	3,924	売掛金	570
			資金の預かり (注2)	6,029	預り金	1,569
SFCC(株)	所有 100% (0%)	子会社	製品の販売 (注1)	37,669	売掛金	3,058
			材料仕入および経費等の立替 (注3)	18,862	未収入金	1,897
			資金の貸付 (注4)	34,939	短期貸付金	6,340
(株)TOTOKU	所有51.0% (0%)	子会社	資金の貸付 (注4)	7,500	短期貸付金	3,383
			(株)TOTOKUの金融機関借入に対する保証債務	(注5)	—	—
(株)トクデンプロセル	所有 間接51.0% (0%)	子会社	資金の預かり (注2)	2,422	預り金	1,992
愛世達喜(上海)投資有限公司	所有 100% (0%)	子会社	愛世達喜(上海)投資有限公司の金融機関借入に対する保証債務	(注5)	—	—
嘉興昭和機電有限公司	所有 間接 100% (0%)	子会社	嘉興昭和機電有限公司の金融機関借入に対する保証債務	(注5)	—	—
富通昭和線纜(杭州)有限公司	所有48.9% (0%)	関連会社	資金の貸付 (注6)	—	関係会社長期貸付金	3,197

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
- (注3) 関係会社の材料仕入等について、代理購買を行っております。
- (注4) 市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

- (注5) (株)TOTOKUの借入金に対応する保証債務の額は、15,001百万円、愛世達喜（上海）投資有限公司の借入金に対応する保証債務の額は959百万円、嘉興昭和機電有限公司の借入金に対応する保証債務の額は667百万円であります。
- (注6) 富通昭和線纜（杭州）有限公司への長期貸付金に対し、3,197百万円貸倒引当金を計上しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 2,451円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 547円36銭 |

(注) 従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

X. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。